

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月9日
【会社名】	京王電鉄株式会社
【英訳名】	Keio Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 都 村 智 史
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番24号 (注)本社業務は下記本社事務所において行っております。 (本社事務所)東京都多摩市関戸一丁目9番地1
【電話番号】	042(337)3135
【事務連絡者氏名】	経営統括本部 経理部I R担当課長 宮 邊 佳
【最寄りの連絡場所】	東京都多摩市関戸一丁目9番地1
【電話番号】	042(337)3135
【事務連絡者氏名】	経営統括本部 経理部I R担当課長 宮 邊 佳
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2024年11月22日
【発行登録書の効力発生日】	2024年12月1日
【発行登録書の有効期限】	2026年11月30日
【発行登録番号】	6 - 関東2
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 120,000百万円
【発行可能額】	110,000百万円 (110,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出している。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間 は、2026年2月9日(提出日)である。
【提出理由】	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を2026年2月9日に関東財務局長へ提出した。これにより当該書類を2024年11月22日付で提出した発行登録書の参照書類とする。 また、2024年11月22日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりです。

なお、2024年11月22日付で提出した発行登録書の訂正内容及び追加内容は以下に記載のとおりです。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

<京王電鉄株式会社第47回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、（未定）円を社債総額とする京王電鉄株式会社第47回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（以下「本社債」という。）を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額 : 1億円

発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

償還期限（予定）：2029年3月以降（3年債）（注）

払込期日（予定）：2026年3月以降（注）

（注）それぞれの具体的な日付は今後決定する予定です。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
その他の引受人は未定（注）	

（注）上記のとおり、元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは野村證券株式会社、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を予定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所ならびに各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額（未定）円（発行諸費用の概算額は未定）

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

設備資金、社債償還資金、借入金返済資金、コマーシャルペーパー償還資金及び投融資資金に充当する予定であります。

(訂正後)

設備資金、社債償還資金、借入金返済資金、コマーシャルペーパー償還資金及び投融資資金に充当する予定であります。

本社債の発行による手取金は、全額をサステナビリティファイナンス・フレームワークの適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクトである新型通勤車両「2000系」の新造及びホームドア整備にかかる設備資金に充当する予定であります。

「第一部 証券情報 第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<京王電鉄株式会社第47回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

サステナビリティファイナンスとしての適格性について

当社は、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」（注1）、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2025」（注2）、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2025」（注3）、「ソーシャルローン原則（Social Loan Principles）2025」（注4）、「グリーンボンドガイドライン2024年版」（注5）、「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」（注6）、「グリーンローンガイドライン2024年版」（注7）及び「サステナビリティボンドガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021」（注8）に則したサステナビリティファイナンス・フレームワークを策定し、それらへの適合性について、株式会社日本格付研究所（JCR）より「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」（注9）の最上位評価である「S U 1 (F)」の評価をセカンド・パーティ・オピニオンとして取得しております。サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき、本社債を含むサステナビリティファイナンスによる資金の調達を行います。

また、本セカンド・パーティ・オピニオンの取得については、環境省の「令和7年度グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（脱炭素関連部門）」（注10）の補助金交付対象となっております。

（注1）グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025とは、国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

（注2）ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2025とは、ICMAにより策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。

（注3）グリーンローン原則（Green Loan Principles）2025とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケーション・トレーディング協会（LSTA）（以下「LMA等」という。）により策定された環境分野に使途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。

（注4）ソーシャルローン原則（Social Loan Principles）2025とは、LMA等により策定された社会的分野に使途を限定する融資のガイドラインをいいます。

（注5）グリーンボンドガイドライン2024年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させること目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2024年11月に改訂したガイドラインをいいます。

（注6）ソーシャルボンドガイドライン2021年版とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内でさらに普及させること目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインをいいます。

（注7）グリーンローンガイドライン2024年版とは、グリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普

及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2024年11月に改訂したガイドラインをいいいます。

- (注8) サステナビリティボンドガイドライン (Sustainability Bond Guidelines) 2021とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいいます。
- (注9) JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価とは、サステナビリティファイナンスにより調達される資金がJCRの定義するサステナビリティプロジェクトに充当される程度並びに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。なお、「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券又は借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に(F)をつけて表示されます。
- (注10) 「令和7年度グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業(脱炭素関連部門)」とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等のフレームワーク策定等のコンサルティングにより支援を行う登録支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業をいいます。対象となるグリーンボンド等の要件は、発行時点において以下の全てを満たすものとなります。
- (1) 発行時点において、調達資金の100%がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、調達資金の50%以上が国内脱炭素化事業に充当される又は調達資金の使途となるグリーンプロジェクト件数の50%以上が国内脱炭素化事業であること。
 - (2) グリーンボンド等のフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までに外部レビュー機関により確認されること。
 - (3) フレームワークが発行までに公表済みであること。
 - (4) 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」に整合し、トランジションファイナンスとして資金調達するものではないこと。